

日本防菌防黴学会・ポスター賞要領

受賞候補者選考委員会

- 今年度も、ポスター賞の選出は大会に出席した評議員による投票制で行います。
- プログラムにアンダーラインの入っている発表者が、ポスター賞受賞候補対象者です。候補であるポスターの演題番号の横にリボンがあることを確認して下さい。
- ポスター賞は、学生あるいは発表当日において36歳未満の若手で、ポスターの発表者を対象にしています。
- ポスター賞の投票者は、年次大会に参加した評議員です。
- 評議員は、発表が本人若しくは連名者である場合には、自分の演題には投票できません。受賞候補者選考委員会（以下選考委員会）が確認できるよう投票用紙の所定欄に、必ず、所属、氏名をご記入ください。所属、氏名の無い場合、投票は無効となります。
- ポスター賞にふさわしいと思われる発表があれば、下記の選考基準等を参考にして、投票用紙（ポスター会場受付に設置）の所定の欄に演題番号をご記入のうえ、ポスター会場受付横に設置してある投票箱にご投票下さい。投票は、各セクションごとに1件、3つのセクションで合計3件まで可能で、1件でも有効です。なお、必ずしも各セクションから1名が選出されるわけではありませんのでご了解下さい。

<ポスター賞選考基準>

研究内容を参加者にわかりやすく伝えられているかを、以下の点に留意して選考する。

- ①発表内容を表すタイトルであるか
- ②発表内容を表す要旨であるか
- ③参加者にわかりやすく表現できているか（文字・図表は遠くからでもわかるか、情報量は適当か、ある程度説明がなくても読み取れるか）
- ④内容に新規性・独創性があるか
- ⑤防菌防黴分野において将来性豊かな、優れた研究であるか
- ⑥データは充分であるか、信頼性があるか、解析方法は妥当であるか
- ⑦議論・結論は妥当であるか

<ポスター賞規定>

- 第1条 年次大会の発展を期して、本学会にポスター賞（優秀賞、奨励賞）を設ける。
- 第2条 ポスター賞優秀賞は、年次大会の該当するポスターの中から、評議員の投票によって、得票数の上位数件に授与する。ポスター賞奨励賞は、ポスター賞優秀賞に次いで得票数が多かった数件に授与する。但し、投票数が著しく少ないと選考委員会が判断した場合は、同委員会が調整を行う。
- 第3条 ポスター賞の選考基準は、別途定める。
- 第4条 ポスター賞は、選考委員会の所轄とする。
- 第5条 ポスター賞受賞者の発表は、臨時理事会の承認を得たのち、賞状及び副賞を授与する。また、学会誌及びホームページに掲載する。

付則1. 本規定は、2012年5月30日より施行する。

付則2. 本規定は、2025年12月9日より施行する。